

特別養護老人ホーム長慶苑 ご利用料金表

2018.4.1

1) 市民税課税世帯の場合(標準負担第4段階の場合)

要介護度	基本サービス費	日常生活継続支援加算 *注1)	看護体制加算(Ⅰ) *注2)	看護体制加算(Ⅱ) *注2)	夜勤配置加算(Ⅲ)ロ* 注3)	精神科医療指導加算 *注4)	認知症ケア加算(Ⅰ) *注5)	個別機能訓練加算 *注6)	介護サービス費合計	31日分の介護サービス費	口腔衛生管理体制加算 *注7)	生活機能向上連携加算 *注8)	介護処遇改善加算(Ⅰ) *注9)	31日分介護サービス費合計①	食費	居住費	31日分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費(-37,200)
要介護1	659	36	4	8	16	5	3	12	743	23,033	30	100	1923	25,086	1380	840	68,820	93,906	
要介護2	724								808	25,048			2090	27,268			68,820	96,088	
要介護3	794								878	27,218			2270	29,618			68,820	98,438	
要介護4	859								943	29,233			2437	31,800			68,820	100,620	
要介護5	923								1,007	31,217			2602	33,949			68,820	102,769	

*一定以上の所得者の自己負担が2割に変更になります

2) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階の場合)

(-24,600)

要介護度	基本サービス費	日常生活継続支援加算 *注1)	看護体制加算(Ⅰ) *注2)	看護体制加算(Ⅱ) *注2)	夜勤配置加算(Ⅲ)ロ* 注3)	精神科医療指導加算 *注4)	認知症ケア加算(Ⅰ) *注5)	個別機能訓練加算 *注6)	介護サービス費合計	31日分の介護サービス費	口腔衛生管理体制加算 *注7)	生活機能向上連携加算 *注8)	介護処遇改善加算(Ⅰ) *注9)	31日分介護サービス費合計①	食費	居住費	31日分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費(-37,200)
要介護1	659	36	4	8	16	5	3	12	743	23,033	30	100	1923	25,086	650	370	31,620	56,706	486
要介護2	724								808	25,048			2090	27,268			31,620	58,888	2,668
要介護3	794								878	27,218			2270	29,618			31,620	61,238	5,018
要介護4	859								943	29,233			2437	31,800			31,620	63,420	7,200
要介護5	923								1,007	31,217			2602	33,949			31,620	65,569	9,349

*一定以上の所得者の自己負担が2割に変更になります

3) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で2段階の場合) 合計所得80万円以下

(-15,000)

要介護度	基本サービス費	日常生活継続支援加算 *注1)	看護体制加算(Ⅰ) *注2)	看護体制加算(Ⅱ) *注2)	夜勤配置加算(Ⅲ)ロ* 注3)	精神科医療指導加算 *注4)	認知症ケア加算(Ⅰ) *注5)	個別機能訓練加算 *注6)	介護サービス費合計	31日分の介護サービス費	口腔衛生管理体制加算 *注7)	生活機能向上連携加算 *注8)	介護処遇改善加算(Ⅰ) *注9)	31日分介護サービス費合計①	食費	居住費	31日分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費(-37,200)
要介護1	659	36	4	8	16	5	3	12	743	23,033	30	100	1923	25,086	390	370	23,560	48,646	10,086
要介護2	724								808	25,048			2090	27,268			23,560	50,828	12,268
要介護3	794								878	27,218			2270	29,618			23,560	53,178	14,618
要介護4	859								943	29,233			2437	31,800			23,560	55,360	16,800
要介護5	923								1,007	31,217			2602	33,949			23,560	57,509	18,949

4) 市民税非課税世帯で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

食費300
居住費0
その他、基本単価、加算は2段階と同じ

高額介護サービス費	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	44,000円
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)	37,200円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)	24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者が合計所得が80万円以下の方	15,000円

*注1 入所者のうち要介護4~5の割合が70%以上又は、認知症の入所者の占める割合が65%以上、たんの吸引が必要な利用者が15%以上である事。

*注2 (Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置している事(Ⅱ)看護職員を2名以上配置している事。夜間24時間の連絡体制を整備している事。

*注3 夜勤を行う介護職員が最低基準を一人以上上回っている事。夜勤時間を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している事

*注4 精神科による往診が月2回以上ある事

*注5 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の1/2以上であること。認知症実践リーダー研修修了者を配置し職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催していること

*注6 専従の機能訓練指導員を配置し、看護・介護職員等と共同して個別機能訓練計画を作成し・実施している事。

*注7 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている事。

*注8 リハビリテーションを実施している医療提供施設として理学療法士等が短期入所生活介護施設を訪問し事業所の職員と共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成する事。

*注9 キャリアパス要件Ⅰ~Ⅲ+職場環境等要件すべて満たした場合(基本サービス費に各加算を加えた単位数に8.3%乗じた単位数)

*排泄支援加算(身体機能の向上や環境の調整によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる医師・看護師が判断し、排泄に介護を要する原因等について分析し、分析結果を踏まえた支援計画の作成と実施し月100円加算)。

*褥瘡マネージメント加算(褥瘡を発生するリスクについてモニタリングの指標を用いて、施設入所時に評価し1/3が月評価を行い結果を提出。また褥瘡発生リスクがあるとされた場合は、個々に褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施し月10円加算)

*福祉施設外泊時加算(2泊3日以上の外泊時は1日246円を6日を限度として空床代として加算)

*福祉施設初期加算(30日を超える入院や入所から30日以内について普段以上の見守りが必要という事から1日30円加算)

*看取り介護加算(144単位/日(死亡日以前4~30日) 680単位/日(死亡日の前日・前々日) 1280単位/日(死亡日))

*退所前訪問相談援助加算(入所中1~2回限度に460単位を算定) *退所後訪問相談援助加算(退所後30日以内に居宅訪問。1回を限度に460単位を算定)

*退所時相談援助加算400単位(入所者およびその家族に対して退所後の相談援助を行った場合。かつ2週間以内に市町村及び支援センターに情報提供した場合)

*退所前連携加算(居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス提供を行った場合500単位を算定)

外泊、入院等で苑にいない場合であっても、居室を当該利用者が戻れるように確保している場合、1日840円確保料としていただきます。これは、介護保険とは別に領収するため、外泊加算と一緒に請求します。

食費は個人の収入により異なります。